

議案第123号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例

川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

種 別		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分	
イ ベ ン ト ホ ー ル	区画しない場合	5,370円	6,360円	8,400円	20,130円	
	区 画 す る 場 合	Aホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Bホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Cホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	大会議室	3,240円	4,810円	8,170円	16,220円	
	第1会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	第2会議室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	

会議室	第3会議室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第4会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第7会議室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	談話室	2,570円	3,580円	4,810円	10,960円
教養室	第1学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室	1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第5学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第6学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	実習室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	美術工芸室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	茶華道教室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚教室	3,130円	4,140円	5,260円	12,530円
	料理教室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
種 別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
分館	第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

教育文化会館の使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。